

第3回高槻市自動車運送事業審議会 前回審議会の確認事項

1. 生活交通路線維持事業補助金の交付税対象額について
2. 高槻市政における市営バスの位置付けについて

1. 生活交通路線維持事業補助金の交付税対象額について

(1) 高槻市生活交通路線維持事業補助金交付要綱に基づく
補助対象路線の考え方

- ①山間部3路線 → 檜田線、萩谷線、川久保線
- ②平坦部路線のうち、運行損失額が3,000万円以上 かつ
営業係数が130以上 かつ 平均乗車密度が18人未満の路線
→ 柱本・三島江線、道鶴線、梶原線
- ③上記、補助対象路線における運行損失額 × 75%

(2) 特別交付税額算定の対象路線

- ①上記(1)の市の補助対象路線のうち、年間輸送量が150人以下の路線
→ 川久保線のみ対象
- ②交付税額 → 11,619千円(平成30年度実績)

2. 高槻市政における市営バスの位置付けについて

【これまでの歩み】

- ・ 昭和29年の開業から65年間、高度経済成長期の工場誘致、住宅開発や学校開設等に伴い、「動く市道」として人口急増期の輸送を担ってきた。
- ・ この間、市勢の発展やまちづくりと連携して路線を整備し、輸送の確保、移動手段の確保を積極的に行ってきた。

【市政と連携した事業展開】

- ・ 市の福祉政策と連携した「無料乗車証制度」や、子育て世代の移動支援施策としての「このとりパス」など、公営バスとしての強みを活かし、市民生活やライフステージに沿った事業を展開している。
- ・ 災害時においても山間部の避難者輸送等、市営バスだからこそできる役割を果たしている。

※市営バスは市民生活に不可欠な移動手段であり、公営企業として、持続可能な自立経営の確立という原則を踏まえながら、今後も引き続き、市の交通政策や福祉政策等と連携してその役割を担っていく